

令和6年度第1回市原警察署協議会

1 開催日

令和6年6月27日（木曜日）

2 開催場所

市原警察署

3 出席者

・ 協議会委員 7人 ・ 警察署 9人

4 業務報告

(1) 犯罪発生状況及び対策について

(2) 交通情勢について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】市原市内の道路標示が色あせ薄く、表示が見えにくいですが、修復はどちらの管轄になるのでしょうか。

【回答】交通標識や交通規制に関する道路標示は、市原警察署の規制係が担当になります。市内の標識や表示が薄くなっている箇所はすでに把握済みであり、他の改修箇所とあわせて、業者に改修依頼をしているので、順番に対応していきます。

(2) 【質問】令和6年5月17日に改正道路交通法が成立したと新聞で読みました。施行が令和8年までに行われるとのこと。交番だよりで是非内容を広めてください。また、未だに歩道を走る自転車が後方から追い抜いていくときの危険が気になります。歩行者に気を配ってほしいと思います。

【回答】自転車の交通違反に対し反則金の納付を定め、自転車事故や悪質な運転を防止するなどの目的で道路交通法が改正されました。現在も悪質な自転車の違反については、赤切符で処理して事件化を図っていますが、今後自転車の反則金制度が開始されることで、自転車の利用者は、これまで以上に交通ルールを意識しなければならなくなりますし、自転車だけでなく自動車のドライバーの思いやりも必要になりますので、交番だよりのほか、あらゆる機会を通じて広報に努めていきたいと考えています。

(3) 【質問】県道143号のY字路は、県道143号から国道297号に向かう道路が優先道路かどうかわかりにくいので、優先道路を表す道路標示を付けること

ができないでしょうか。また、県道143号側の止まれの線が消えています。ウインカーを出したり出さなかったりする車がありますが、ウインカーを出す必要があるのでしょうか。

【回答】このY字路に、優先道路はありません。優先道路は幅が倍以上あって明らかに優先と認められる場合だけです。

優先道路を示す道路標示をつけることができるかどうかについては、県道であれば県、市道であれば市役所が管轄になりますので、一時停止の改修の判断を含めて、現地を確認したうえで必要な対応を取りたいと思います。

ウインカーについては、道路に沿って進行する場合は不要ですが、合図を出すことで自分の進行方向を示すことができるので、ウインカーを出してもらいたいと考えています。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし

《市原警察署協議会開催状況》



【事前打合せ】

【署長挨拶】



【会長挨拶】

【着任幹部挨拶】



【治安・交通情勢説明】

【委員質問】